# 平成25年度沼田町の給与・定員管理等について

# 1 総括

### (1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (24年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 23年度の 人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%
2 4 年度	3, 501	5,467,740	136,688	663,374	12.1	14.0

#### (2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

(-)	(//					
区 分	職員数		給	<u>F</u>	<del>j</del>	費
	A	給	料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
	人		千円	千円	千円	千円
2 4 年度	8 1	243	3,656	52,409	102,450	398, 515

一人当たり	(参考)
給与費 B/A	類似団体平均
	一人当たり給与費
千円	千円
4,920	5, 466

- (注)1 職員手当には退職手当を含まない。
  - 2 職員数は、平成24年4月1日現在の人数である。
  - 3 給与費については、再任用職員 (短時間勤務) の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

#### (3) 特記事項

(給与減額の状況)

(給与減額の状況)	
国の要請等を踏まえた 減額措置の取組	減額実施期間
実 施	平成25年7月1日~平成26年3月31日
抑制済又は減額措置の	)内容
(給料) 1級及び2級	給料月額から3%減額
3 級	給料月額から5%減額
1	

4級 給料月額から5.5%減額

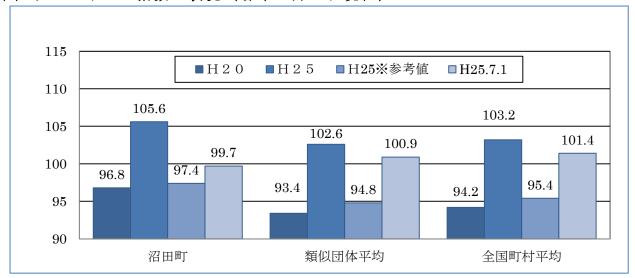
5級及び6級 給料月額から6%減額

※ラスパイレス指数

H 25. 4. 1105. 6参考値97. 4H 25. 7. 1 時点99. 7

(手当) 管理職手当 管理職手当月額から5%減額

### (4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の 基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差に よる影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の防球月額を100と して計算した指数。
  - 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
  - 3 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置が無いとした場合の値である。

### 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成25年4月1日現在)

#### ①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
沼田町	41.7歳	316,737 円	372,210 円	366,150 円
北海道	45.4歳	330,736円	396,550円	374,715円
国	43.1歳	307,220円 (332,446)		376,257円 (405,463)
類似団体	41.9歳	306,972円	345,188円	336,473円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成25年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
  - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外手当勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
  - 3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額(国比較ベース)」 の括弧書きは、給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値(減 額前)である。

#### (2) 職員の初任給の状況 (平成25年4月1日現在)

区分		沼田町	北海道	国
一般行政職	大学卒	172, 200 円	165, 312円	163,987円 (172,200円)
	高 校 卒	140,100 円	134, 496円	133,418円 (140,100円)

(注) 国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値(減額前) である。

# (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (平成25年4月1日現在)

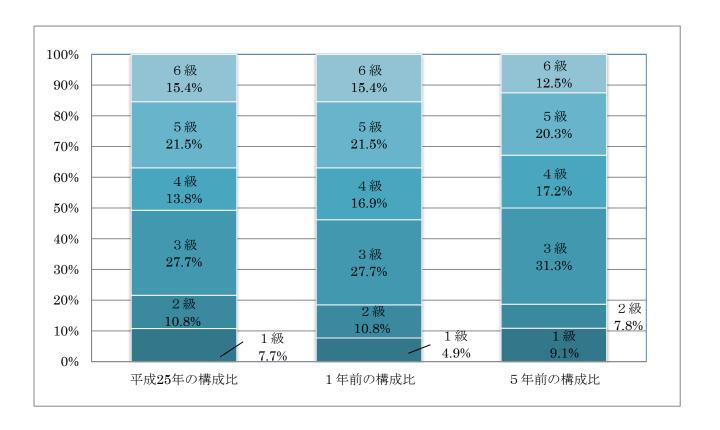
区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	一 円	294,100円	353,100円	
	高 校 卒	— 円	— 円	291,300円	

# 3 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況 (平成25年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1	級	主事	7 人	10.8%	135,600円	246,700円
2	級	主事	7 人	10.8%	185,800円	307,800円
3	級	主査	18人	27.7%	222,900円	354,700円
4	級	主査	9 人	13.8%	261,900円	388,300円
5	級	課長補佐	1 4 人	21.5%	289,200円	400,600円
6	級	課長	10人	15.4%	320,600円	422,600円

- (注) 1 沼田町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
  - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



# 4 職員の手当の状況

#### (1) 期末手当・勤勉手当

沼 田 町	北海道	国	
1人当たり平均支給額(24年度)	1人当たり平均支給額(24年度)	_	
1,196 千円	1,552 千円	千円	
(24年度支給割合)	(24年度支給割合)	(24年度支給割合)	
期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	期末手当 勤勉手当	
2.60月分 1.35月分	2.60月分 1.35月分	2.60月分 1.35月分	
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算 5~15%	役職加算 5~20%	役職加算 5~20%	
	管理職加算 10~25%	管理職加算 10~25%	

#### (2) 退職手当(平成25年4月1日現在)

沼	田	町		国	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年	(支給率)	自己都合	勧奨·定年
勤続20年	23.03 月分	28.7875月分	勤続20年	23.03 月分	28.7875 月分
勤続25年	32.83 月分	38.955 月分	勤続25年	32.83 月分	38.955 月分
勤続35年	46.55 月分	55.86 月分	勤続35年	46.55 月分	55.86 月分
最高限度額	55.86 月分	55.86 月分	最高限度額	55.86 月分	55.86 月分
			その他の加算	措置	
			定年前早期退	職特例措置	
1人当たり平均支約	合額	(2%	~ 2 0 % 加算)		
14, (	061千円				/ • / • / • /

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、24年度に退職した職員に支給された平均額である。

# (3) 地域手当(平成25年4月1日現在)

支給実績(24年度決算)	0千円
支給職員1人当たり平均支給額(24年度決算)	0 円

# (4) 特殊勤務手当(平成25年4月1日現在)

		-			
支給実績(24年度	決算)			1, 28	1 千円
支給職員1人当た	り平均支給年額 (24年度決算)		36,6	0 0 円	
職員全体に占める	手当支給職員の割合 (23年度)			28.	4 5 %
手当の種類(手当	数)		1		
手当の名称	主な支給対象職員		主な支給対象業務	左記職員	に対する支給単価
老人ホーム等	養護老人ホーム介護職員・看護師	介	護業務・看護業務	月額	2,000円
業務手当	養務手当 特別養護老人ホーム介護職員 介		介護業務		3,500円
	特別養護老人ホーム看護師	看	護業務		3,000円
	グループホームの介護職員	介	護業務		2,000円

# (5) 時間外勤務手当

支	給	実	績	(24年度決算)	1	8 ,	2 8	8	8	千円
職員	1人当7	こり平	均支給年額	(24年度決算)			1 8	8	9	千円
支	給	実	績	(23年度決算)	1	9,	8	1	8	千円
				(23年度決算)						千円

# (6) その他の手当(平成25年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価 (月額)	国制と異の同	国の制度と異なる内容	支給実績 (24年度決算)	支給職員1人当 たり平均支給年 額(24年度決算)
扶養手当	配偶者 13,000円 1人(配偶者扶養) 6,500円 1人(配偶者なし) 11,000円 特定加算(16歳~22歳)5,000円	同		15, 925 千円	256, 855円
住居手当	家賃12,000円を超える者 家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃-23,000円) ×1/2+11,000円 家賃55,000円以上 27,000円	同		16,506 千円	173, 747円
	持ち家 11,000円	異	持ち家 なし		
通勤手当	片道 2 km以上~5 km 2,000円   5 km以上~10km 4,100円   10km以上~15km 6,500円	同		201千円	40,200円
管理職手当	課長 40,000円 課長補佐等 37,000円~30,000円	異	職務内容による金額	10,328千円	413, 120円
寒冷地手当	世帯主 (扶養親族有) 26,380 円 世帯主 (扶養親族無) 14,580 円 その他の職員 10,340 円	司		12,590千円	100,720円

### 5 特別職の報酬等の状況(平成25年4月1日現在)

×	-	分	給料	月 額 等
				(参考)類似団体における最高/最低額
給	市区町	村 長	678,000円	830,000円 / 495,0000円
			(830,000円)	
料	副市町	村 長	604,000円	669,000円 / 421,500円
			(669,000円)	
報	議	長	261,000円	310,000円 / 171,100円
	副議	長	206,000円	251,000円 / 119,000円
酬	議	員	172,000円	230,000円 / 100,000円
#8	市区町	村 長	(24	4年度支給割合)
期末	副市町	村 長	3	3. 95 月分
手	議	長	(24	4年度支給割合)
当	副議	長	·	. 95 月分
=	議	員	5	. 90 AA
退			(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
職	市区町	村 長	給料月額×512.6/100×在職年	三数 17,018,300円 任期毎
手	副市町	村 長	給料月額×323.4/在職年数	8,654,184円
当	備	考		

- (注)1 給料の( )内は、減額措置を行う前の金額である。
  - 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期 (4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

# 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

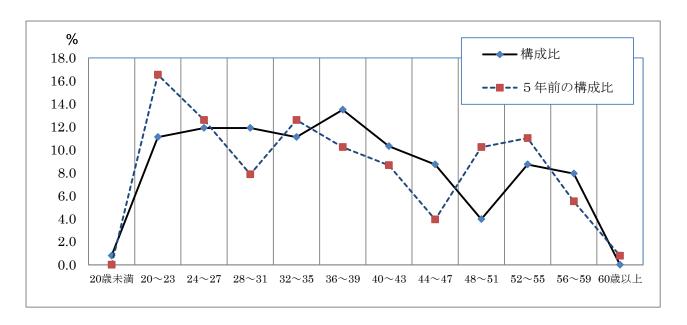
(各年4月1日現在)

部門		区分	職 員平成25年	数 平成24年	対前年増減数	主 な 増 減 理 由
	ı	1			7E 1/45 355	
		議会	2	2		
<del>1)</del>		総務	2 1	20	1	一部事務組合派遣(総務付け)による増
普		税務	3	3		
<b>、</b> 字	般	農林水産	8	10	2	保健師(不補充・事業充実による)の増
通	行	商工	6	5	1	研修派遣による増
会	政	土木	5	5		
$\Xi$	部	民生	1 4	14		
計	門	衛 生	9	7	$\triangle$ 2	北海道職員交流派遣・非常勤職員採用により減
PΙ						<参考>
部		計	68	66		人口1万人当たり職員数 185.24人
ㅁㅂ						(類以団体の人口1万人当たりの職員数 170.24人)
門	教	有部門	16	16		
						<参考>
	小	計	84	82	2	人口1万人当たり職員数 230.17人
						(類似団体の人口1万人当たりの職員数 204.53人)
公	水道		1	1		
営会	下水	道	1	1		
企計	その	他	40	42		
業部 等門	小	計	42	4 4	△ 2	
	合	計	126	126		<参考>
	Έ	ĒΤ	[158]	[158]	[0]	人口1万人当たり職員数 353.68人

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。(教育長を含む。)
  - 2 [ ]内は、条例定数の合計である。

#### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)

	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		?	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	2	17	15	11	15	16	14	10	6	8	12		126



### (3) 職員数の推移

(単位:人・%)

						( 1.	<u>.</u> . / / / /
部門別年度	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	25 年	過去5年間の 増減数(率)
一般行政	64	63	64	63	66	68	4 (6. 25%)
教育	17	16	15	15	16	16	△ 1 (△5.88%)
普通会計計	81	79	79	78	82	84	(3.70%)
公営企業等会計計	46	45	44	44	44	42	△ 4 (△8.70%)
総合計	127	124	123	122	126	126	

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
  - 2 合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。